

陳 情 書 等

件 名

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳
情書

令和7年2月6日

宇治市議会議長
松峯 茂様

〒

電話番号

ハラスメントから職員を守る京都府民の会
代表 中路 式雄

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会75か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されております。（資料1）

さらに「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、実態調査が30以上の自治体で行われました。わかる範囲でまとめてみましたが、残念ながら京都府内の調査結果が見当たりません。全国でどの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少なくとも3割（3人に1人）にのぼっています。ハラスメントが慢性化しています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態把握を実施していない自治体の多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「なかったこと」にされ続けているのです。（資料2）

象徴的なのが宇都宮市の事例です。宇都宮市議会議員は「政党機関紙の勧誘・配達・集金の中で、勧誘行為は一切やっていない」と強く主張していましたが、市が管理職以上の職員228名にアンケートを実施してみると、勧誘された職員が110人で、勧誘時に心理的圧力を感じた職員が50%（55人）にのぼったことを受け、議会で正式に謝罪しました。ここでいう心理的圧力は、より具体的には、「（断ると）今後の業務に支障がでるかもしれないと感じた」ことを指します（職員回答の86.8%）。市議会としても、市議による機関紙勧誘に事実上のパワハラが伴っていた実態を重く受けとめ、同市議の謝罪文（以下の文言）を市議会報（令和6年10月発行）に掲載。市民に説明責任を果たしました。（資料3）

一連の調査で明らかになった事は、勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中していることです。令和7年も3月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、心配して今回の陳情を出しております。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞（令和6年3月24日付け）記事には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります（資料1参照）

議員と職員は本来的には対等の関係のはずです。しかしながら、ハラスメント行為が伴えば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められるのは当然のことです。

繰り返しますが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担にもなっています。（資料2 職員アンケート「自由記述欄」の寄せられた意見 参照）

議員による職員に対するパワハラ行為は絶対に放置してはなりません。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も85にのぼります。貴議会においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為に対して心理的圧力を感じている職員がいなか現状把握に努めてください。又、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のはずです。政党機関紙勧誘行為を含め、議員もそのルールを遵守するように確認する事も合わせてお願いしておきます。

<陳情項目>

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

【資料1】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（75自治体）

北海道	■ 千歳市 ■ 釧路市	千葉県	■ 千葉市 ■ 習志野市 ■ 大網白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 ■ 銚子市 ■ 神崎町 ■ 九十九里町	長野県	■ 岡谷市	
青森県	■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町		東京都	■ 港区 ■ 目黒区 ■ 狛江市 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市	岐阜県	■ 中津川市
岩手県	■ 滝沢市				愛知県	■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 安城市 ■ 津島市 ■ 蒲郡市 ■ 幸田町
秋田県	■ 北秋田市 ■ 湯沢市 ■ 潟上市 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村	兵庫県			■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市	
山形県	■ 山形市 ■ 寒河江市	神奈川県	■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 逗子市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 真鶴町 ■ 松田町 ■ 寒川町 ■ 清川村	熊本県	■ 荒尾市	
福島県	■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村			鹿児島県	■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市	
栃木県	■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町			陳情採択された75議会のうち、近年2年間で採択されたのが69議会にのぼります。2020年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことから、ハラスメント防止の観点から、庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えています。		
群馬県	■ 沼田市 ■ 甘楽町					
埼玉県	■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町					

陳情採択された75議会のうち、近年2年間で採択されたのが69議会にのぼります。2020年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことから、ハラスメント防止の観点から、庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えています。

ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在85自治体）

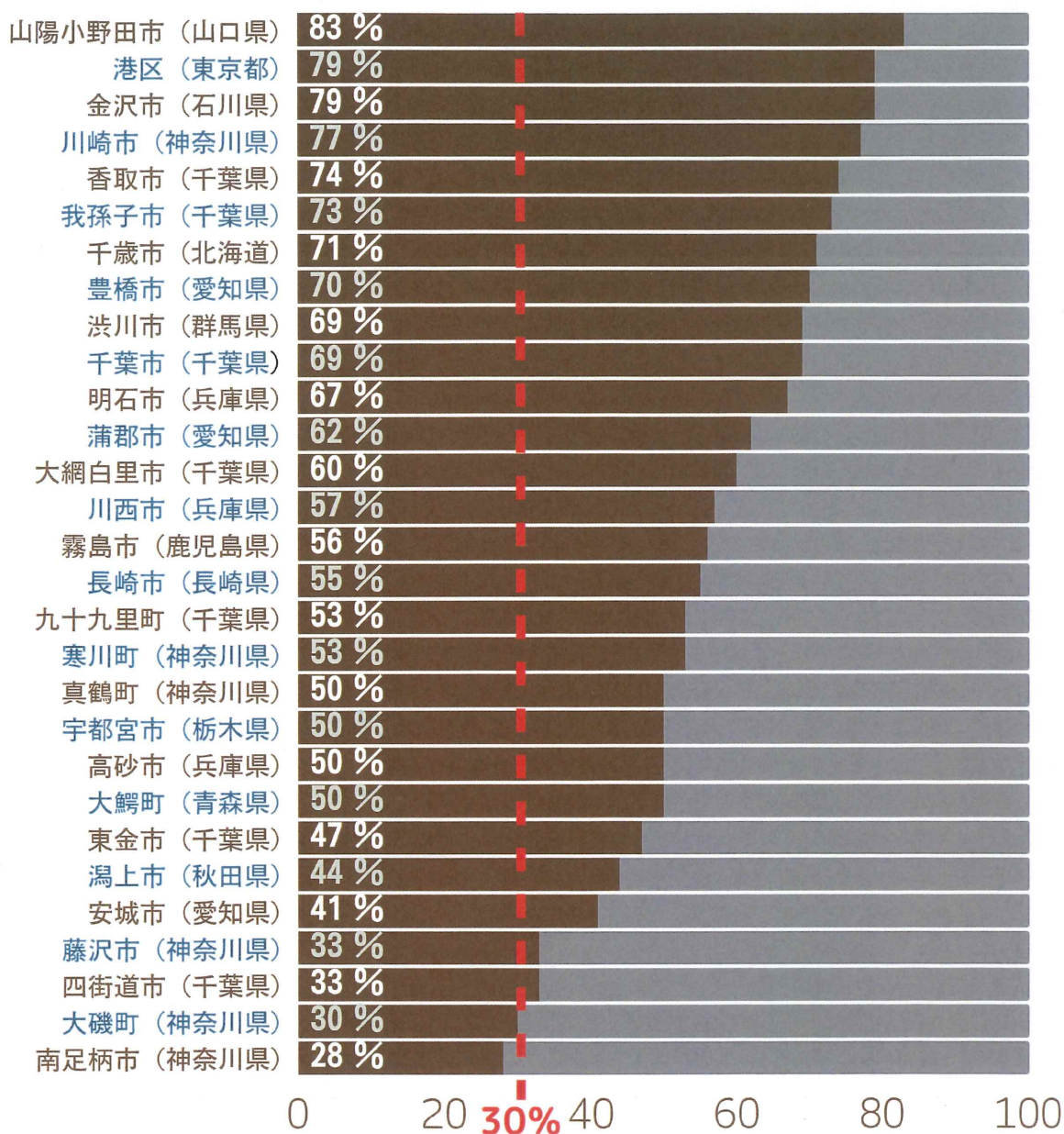


地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会では質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。（新聞記事より）

議員と職員は本来的には対等の関係であるのは当然のこと。しかしながら、ハラスメント行為があれば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められます。善処をお願い致します。

【資料2】 政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



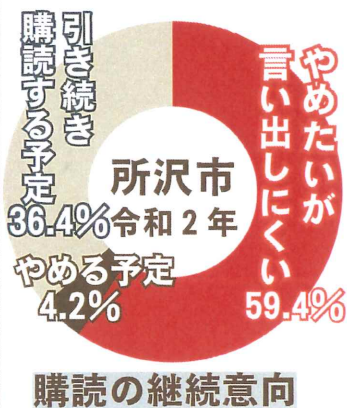
庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも30の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、**ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた**。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。行政は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。



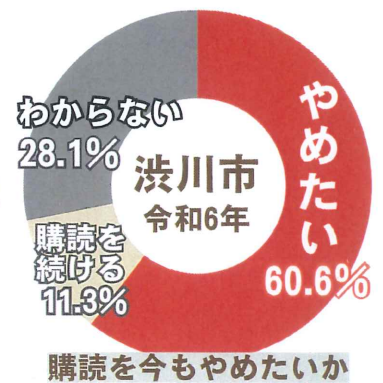
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載。元データの一部を左記QRコードからご覧いただけます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

職員の過半数が「購読をやめたいが、議員に言えない」



所沢市（埼玉県）の調査で**現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しにくい」と答えた**。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」「個人的に読みたい人は自宅への配達でもよいのでは」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「**心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている**」との回答が6割以上にのぼった。



契約書がなく、契約期間が定められておらず、不本意な購読が続く

選択肢	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行った(1紙のみ購読の場合を含む)	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行ったことではない(1紙のみ購読の場合を含む)	契約行為を行った機関紙もあるが、行っていない機関紙もある
回答数	5	60	3

我孫子市が令和6年に実施したアンケートによると、購読し毎月支払いをしている職員のうち、**申し込み書の記入や契約書作成をしていない職員が92%にのぼった**。また、**契約期間が定められていたと答えた職員は0人**だった。心理的圧力をうけて購読したものの、契約期間が定められていないため、多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。

自治体アンケートで共通した傾向

- ① **勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職員がほとんど**。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではと考える管理職員もいる。
- ② **勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中している**。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ **集金は毎月対面で行われる**。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ **配達先は大半が職場**。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口に相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。
- ▶購読しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。
- ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●港区（東京都）

「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート結果」

No. 1 本区区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ ある 61人 ■ ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きます。該当するものを1つ選択してください。

■ 部長級 0人 ■ 課長級 30人 ■ 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 購読した。44人 ■ 購読したが、現在は購読していない。11人 ■ 購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

■ 感じた。48人 ■ 感じなかった。13人

No. 5 その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）について、ご意見があれば記入してください。

No.	意見要旨	意見数
1	個人情報や秘密情報の保護の観点から、自由に執務室内に入室し、集金や配達をすることは是非すべき。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出せずやめられない。	10
3	購読を断ることや解約することは、心理的な負担が大きい。管理職は増悪の理解という圧力を感じる。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、集金は、やめるべき（禁止するべき）である。	7
5	区として一旦、統一的に契約解除を申し入れ、その上で、購読希望者は個別に申し込むようにしてほしい。	6
6	今後の議会対応への影響や関係性の悪化を懸念し、購読を断れなかった。	6

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケートの調査結果について

1 経緯

令和6年第1回港区議会定例会において、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願（請願第6第2号。以下「本件請願」といいます。）が採択されました。本件請願の趣旨は、職員が庁舎内において政党機関紙の購読を勧誘され、また、その際に心理的な圧力を感じたことがあるかどうか、職員に寄り添った調査を実施し、仮に心理的な圧力を受けたことがある職員がいた場合は、適切な対応を求めるものです。

2 職員アンケートの概要

(1) 目的

本件請願が採択されたことを踏まえ、公務の中立性、公正性等の観点から、政党機関紙の庁舎内における勧誘行為について現状を把握するため。

●千葉市（千葉県）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日（火）～ 10月27日（火）

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人（令和2年10月1日時点）

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内（対面・電話含む）において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人（回答率84.2%）

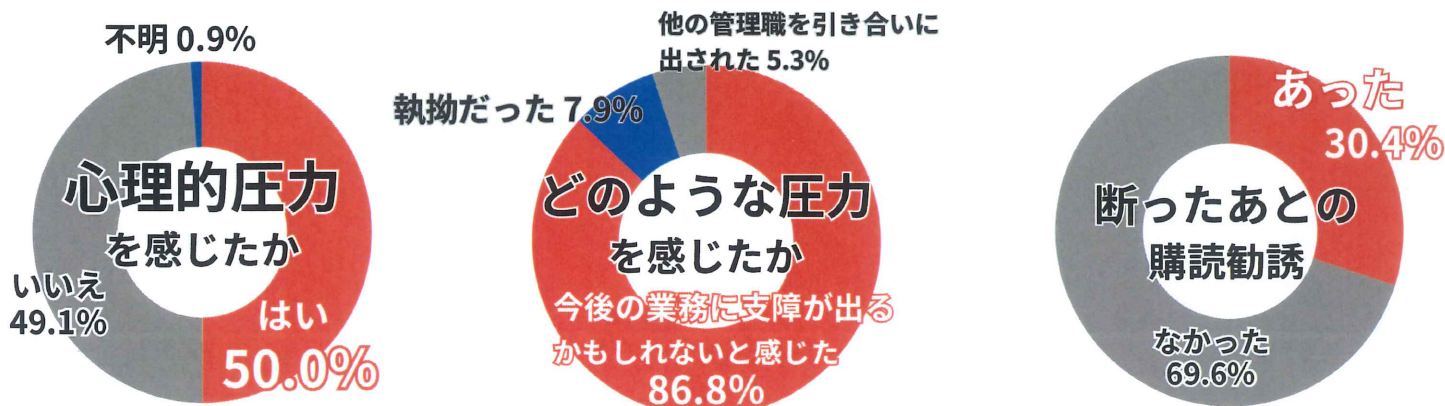
問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内（対面・電話含む）において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか					
	ある		ない			
	546人	73.3%	199人	26.7%		
問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答					
	感じた		感じない		未回答	
	377人	69.0%	159人	29.1%	10人	1.8%

【資料3】栃木県 宇都宮市アンケート結果と市議会の対応

調査結果

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等

図表は調査結果に基づき本会で作成



対象：管理職員228名 回答175名（回答率76.8%） 期間：令和6年4月30日～5月7日
 結果：市議会議員等から勧誘を受けたと93人（5割強）が回答。勧誘された時期は、**半数以上が管理職昇進時**だった。勧誘を受けた際、**5割（55人）が心理的圧力**を感じた。**圧力の内容は、（購読を断ったら）「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」が9割弱**だった。自由回答欄には「退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない」等のコメントが並んだ。

宇都宮市議会の対応「勧誘禁止を確認」

ハラスメント防止、コンプライアンス意識徹底を



調査結果を受け、馬上剛議長が議員団を代表し、声明を表明（六月二十八日）

【実態調査報告書を受けた議長声明の要旨】（市議会ウェブより）

- 庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為の禁止を徹底する
- 議員一人ひとりが、ハラスメント防止やコンプライアンスに対する意識をより一層深め、市民福祉の向上と地域社会の発展のため、市職員と議員の緊密な連携協力のもと、宇都宮市議会の適切な運営に努める

宇都宮市が行った「政党機関紙勧誘の実態調査」の結果報告書
QRコードより閲覧可

日本共産党議員による職員の皆様への謝罪

日本共産党福田久美子議員は、調査結果を受けて市議会に謝罪すると共に市民への説明責任として市議会報（令和六年十月発行）に謝罪文を掲載した。



倫理委員会の設置と審査結果について

3年11月4日開催の各会派代表者会議において、政党機関紙の勧誘を目的とした幹部職員への訪問は自粛する旨の報告がなされていましたが、その後引き続き議員の立場を利用して勧誘行為をしていたとして、福田久美子議員に対し、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例に基づき6月28日に審査請求書が提出されました。審査請求により設置された倫理委員会（塚田典典委員長）において、4回にわたり審査が行われ、次のとおり議長へ報告されました。

- ・当該議員について、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例第3条第5号に定める倫理基準「議員の品位と名譽を害し、市民の信頼を著しく損なう行為をしないこと」に違反すると認定
- ・議長の措置案については、当該議員に対して、「議場における謝罪文の読み上げ」及び「議会広報紙による公表」とすることを決定

委員会の審査結果を受け、議長は、「議場における謝罪文の読み上げ」と「議会広報紙による公表」を措置とし、10月1日の本会議において当該議員が謝罪文の読み上げを行いました。

【謝罪文概要】政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます。宇都宮市庁舎管理規則のルールに従い、趣旨を踏まえ正確に対応していく。議員としての慎重さに欠けていた点について反省し、今後、さらなる議員倫理を自覚し、議会の品位を損なうことの無いよう努めていく。

政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます